

知財の広場

「新型コロナウイルス感染症対応について」

ご存じのように新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和2年4月7日付けで東京都を含む7都道府県に、4月16日付けで新たに40都道府県に発令され、対象地域が全国に拡大されました。

これを受け、特許庁等の対応状況の概略をお知らせします。

1. INPIT滋賀県知財総合支援窓口

- 1) すべての対面による相談応対を休止し、電話やメールに切替えて対応
- 2) 電子出願端末のご利用休止（お急ぎの場合は、柔軟に対応いたします。）

※. ご相談者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（なお、知財ナビゲーターは交代で在宅勤務しており、継続利用の方には、ご不便をおかけすることがございます。）

2. 特許庁

1) 出願等の受付について

窓口での出願等の受付については原則行わず、電子出願（電子証明書をお持ちの方）又は郵送（書留、配達記録を推奨）による出願等のみ可能です。

2) 出願後の期限のある手続きの延長について

拒絶理由通知の応答期限等一部含まれない手続きもありますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない正当な理由」があれば救済が認められる場合もあります。詳しくは、特許庁総務部総務課業務管理班へお問い合わせください。

TEL: 03-3581-1101 内線 2104

現在、多くの企業は、今まで経験したことのない大変な状況だと思いますが、この局面を抜けたあと、知財が必要になってくることもありますので、「今、大変だから、出願しないでおこう」だけではなく、5年後、10年後を見据えて検討され、ご判断いただければ幸いです。

なお、不明点がございましたら、INPIT滋賀県知財総合支援窓口

（TEL.077-558-3443）にご連絡いただければ、ご説明いたします。

有元 幸郎（知財ナビゲーター）